

広報

としま

平成6年 1/25
(1994年)

No. 911 発行: 東京都豊島区 編集: 企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎3981-1111 <毎月5・15・25日発行>

福祉テレホンサービス

0120-161624(無料)

心身障害者の方への事業および行事などの情報を毎月1日と15日に内容を更新してお知らせします(24時間)

資源保護のため、再生紙を使用しています。



区では、区民の皆さんのが健康増進と、土に親しみ、都会生活における心の休息の場として、ただくために、練馬区内の地主さんのご厚意により、農地を無償で借り受けて、区民農園として設します。

平成7年1月31日まで、1区画約12坪(各農園)、全部で586区画あります。各農園は、指導員の方が耕作方法、育苗方法などを指導します。また、農機具は各農園に用意してありますので、初めての方でも十分楽しんでいただけます。

◆申込資格: 区内に居住(住民登録済)していて、農芸に熱意のある世帯。

◆利用期間: 平成6年3月13日~平成7年1月31日

◆費用: 無料

◆申込方法: 2月7日(当日消印有効)までに、官製往復はがきに記入例を参考にして記入してください。また、返信用封に必ず、ご自分の住所、氏名を記入してください。

各農園とも申込み世帯数が多數の場合、公開抽選とします。

◆公開抽選日: 2月15日(火)午後1時30分から 区役所第4会議室(地下1階)。抽選結果は返信はがきでお知らせします。

注意事項

①申込みは1世帯(1同居家族)1通とします。2通以上の申込みや、住所、氏名等に関する不正があった場合はすべて無効とします。

②当選された方でも「除草せず」に周囲の人迷惑をかけたり、1ヶ月以上放置した場合、利用を取り消す場合があります。

③農園には駐車場がありませんので、車でのご利用はできません。

④前回ご利用いただいた方へのお願い

区民農園は大変好評で、過去の平均当選倍率も2倍を上回る高い数字を示していますので、前年度ご利用いただいた方は、できる限り今回の申込みをご遠慮くださるようお願いします。

⑤年度利用者の方へ、後片付けはもう終わりましたか?

⑥年、利用期限の1月31日を過ぎても、作物や竹の棒、ビニールのひもなどがそのまま放置されている区画がかなり見受けられます。整地作業の支援もしください。

なり、土地所有者の方にも大変ご迷惑をかけることになりますので、大至急、後片付けをしてください。

され、されている区画がかなり見受けられます。整地作業の支援もしください。

◆詳細: 区民部管理課庶務係 内線2413

エイズ予防標語募集中

◇募集期間: 2月21日まで

◇応募資格: 区内在住、在勤、在学の方 ◇募集基準: ①31字以内 ②正しい知識と効果的な予防知識や方法を普及させていく表現であること ③人権的差別表現にならないこと ④未発表のもの ◇賞: ①最優秀賞 1点(2万円相当) ②優秀賞 1点(1万円相当) ③佳賞 1点(5千円相当) ④全賞

員に記念品を差し上げます ◇応募方法: 官製はがきに標語と住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業または学校名・学年を記入し健康課へ郵送または持参 ◇その他: ①展示会の開催予定 ②横断幕等で使用することができます ③応募作品は返却しません。

◆申込み・詳細: 健康課 内線2537

◎区民農園の所在地および交通機関

農園名	区画数	所在地	交通機関
第1農園	95	練馬区向山2の9	西武池袋線中村橋駅から徒歩10分
第2農園	204	練馬区向山2の16	西武池袋線中村橋駅から徒歩10分
第3農園	167	練馬区向山4の29	西武池袋線中村橋駅から徒歩10分
第5農園	42	練馬区向山3の8	西武池袋線中村橋駅から徒歩11分
第6農園	78	練馬区南大泉6の19	西武池袋線保谷駅から徒歩10分



確定申告

提出された確定申告書は、市区町村への住民税申告書、都道府県への事業税申告書にかかるものです。確定申告書を提出される方は申告書の左上の「平成6年1月1日の住所」欄と、左下点線上の「⑥住民税・事業税に関する事項」欄を必ず記入ください。途中で事業を廃止した方は、確定申告のほかに、豊島都税事務所にも個人事業税の申告が必要です。

⑥住民税・事業税に関する事項

住民税	配当に関する住民税の特例	円 給与所得以外の住民税の徵収方法の選択	特別徴収・普通徴収
	非居住者の特例		
事業税	事業用資産の譲渡損失など	円 非課税所得・旧非課税事業の所得など	
	平成5年開(発)業月日	月 日 削益通算の特例適用前の不動産所得	

所得税の確定申告書を提出される方へのお願い

所得税等の国の税金とは別に地方の税金があります。この地方税の中に、個人に課税される税金である「特別区民税」と「都民税」(住民税)があります。

◇住民税には、均等割額と所得割額があります。

均等割額は、所得の多い少ないに係わらず、一律に課税されるものです。

所得割額は、所得の多い少ないで、一定の税率を掛けた課税されるものです。この税率は、全国どこの市区町村も同じです。

住民税は、前の年の所得(平成5年1月1日から12月31までの所得)に対し課税され、今

※住民税の申告書は2月上旬に発送します

住民税(特別区民税・都民税)

年6月から納税していただく税金です。

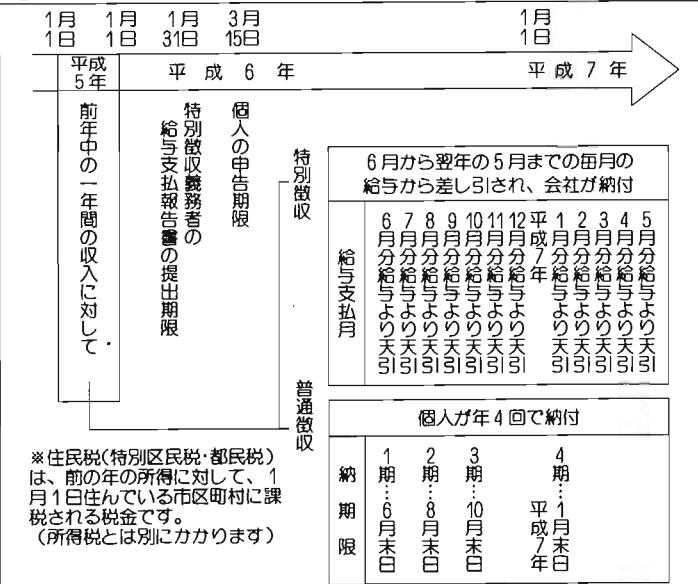
例えば、現在は収入がない方でも、平成5年中に所得があつた方には住民税はかかります。

◇住民税は、1月1日の住所地の市区町村が課税します。

も、平成6年度の住民税は引き続き豊島区に納めています(これは、1月1日の時点でこの市区町村が住民税を課税するか決めて、二重に住民税が課税されないようにするもので

来ました!

住民税(特別区民税・都民税)



◆特別徴収義務者の方へ

給与支払報告書の提出期限は1月31日です。まだお済みでない方は、お早めにお願いします。

特別徴収以外の、パート、アルバイト・中途退職者の方の給与支払報告書の提出もお願いします。

●あなたがいる方
●扶養関係の手続をする方
●失業(雇用)保険・労災保険などを受給している方

●扶養控除や社会保険料控除など、他に所得控除を受けようとする方

●扶養年金・障害年金や、傷病手当・児童(扶養)手当などを受給していた方

●扶養控除や社会保険料控除など、他に所得控除を受けようとする方

なおご申告がない場合、訪問調査・申告勧奨などでご迷惑をおかけする場合がありますが、ご了承ください。

平成6年度の固定資産税・都市計画税は、どうなるの?

- 1 土地の評価額が変わります → 土地の評価額は、地価公示価格の7割程度となります。(土地の評価額は23区内標準地平均4.6倍上昇します)
- 2 宅地については、よりなだらかな税負担となる負担調整措置が講じられます → [税負担の調整内容]
①住宅用地の評価額を6分の1から3分の2まで軽減
②評価の上昇割合が1.8倍を超える宅地は4分の3から2分の1まで軽減
③更に宅地についてはよりなだらかな税負担の調整

住宅用地の評価上昇割合による目安を見ると

評価上昇割合	負担調整率
3.6倍以下	1.05
3.6倍超4.8倍以下	1.075
4.8倍超6.75倍以下	1.10
6.75倍超15倍以下	1.15
15倍超	1.20

評価上昇割合とは、原則として平成6年度評価額を平成3年度評価額で除したものです。

評価上昇割合		負担調整率
一般住宅用地	小規模住宅用地	
3.6倍以下	7.2倍以下	1.05
3.6倍超4.8倍以下	7.2倍超9.6倍以下	1.075
4.8倍超6.75倍以下	9.6倍超13.5倍以下	1.10
6.75倍超15倍以下	13.5倍超30倍以下	1.15
15倍超	30倍超	1.20

*例えば、23区内住宅地区平均で、評価額の上昇割合は4.11倍(推計)になりますが、上記の表(1)と(2)から6年度の税額は、5年度に比べ約7.5%の負担増にとどまります。

- 3 家屋に係る評価額が減価されます → 平成5年度に比べ少なくとも税額は3%軽減されます。
- 4 あなたの税金はいくらになるか
「総括期間にあなたの税金の明細を」
4月1日から20日程度の予定 → 上記のように税の総合的な調整措置が講じられます。より具体的には、「固定資産課税台帳の総括期間」に所有者等は、都税事務所において無料で「土地・家屋の評価額及び税額」を知ることができます。ぜひこの機会をご利用ください。
- 5 納税通知書はいつ頃届くのか → 「評価替え」の年であるため、お手元に「納税通知書」が届くのは5月上旬の予定です。なお、納税通知書には「課税明細書」が添付され、課税物件の価格・課税標準額・税額等がわかります。

税金の滞納に

忙しい日々、「期限までまだ時間がある。あとで納めよう」と思っていると「つい、ウツカリ」というケースがよくあります。

しかし、期限を過ぎますと延滞金がかかります。

期限を過ぎてもお早めに延滞金がかかります。

期限後も、お手元の納付書は通常、税を滞納した場合、「督促」を行い、それでも納付されないときには、財産を差押さえ換価し、それを税金に充当するなど強制手続が取られます。

しかし、災害、病気など納付が困難なときは、徴収を猶豫するなどの制度がありますので

期限前にご相談ください。

◆詳細…
豊島税務署
豊島都税事務所
豊島区役所

